

重度心身障害者（児）医療費助成事業の現行制度での実施と災害発生時における緊急透析治療体制の確立を求める意見書

兵庫県では、昭和48年以来県単独事業の実施により、重度心身障害者（児）医療費助成事業において、障害程度1級及び2級の心身障害者及び重度の知的障害者について医療費の助成を行い、安心して治療生活を続けることができる環境にある。

この度、兵庫県は行財政構造改革の推進にあたり、県民の医療や社会保障制度の抜本的な見直しを行っている中、昨年（平成15年）11月、「行財政構造改革推進方策後期5ヶ年の取組（案）」の中で、重度心身障害者（児）医療費助成事業をはじめ福祉医療関係の所得制限の引き下げ、自己負担の導入を提案し、16年度中の実施となっていた。

しかし、県民からの多くの意見もあり、市町との十分な協議、検討、対象者への周知等から16年度の実施は見送られているが、改正の内容については変更されていないままである。

この制度の改正がこのまま実施されると、特に大きなハンディを背負って生活している人たちに大きな影響を与えることとなる。

また、こうした患者の災害時での治療を確保するため、行政及び関係機関・団体等による連携、ネットワークの構築により、施設の確保と患者搬送の体制を整備充実することが重要でもある。

よって、兵庫県においては、医療費助成事業の現行制度での継続をすることと、入院生活福祉給付金の再度の実施、また、透析治療と患者の実態を調査し、地震等災害発生時等の緊急透析治療体制の確立をあわせて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2004年（平成16年）6月30日

高砂市議会